いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月18日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市告示第146号

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱（令和４年いすみ市告示第139号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（交付対象者） 第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす農業者等とする。 （１）～（３）　（略） （４）　令和７年度分までの市税等を完納していること。 （５）　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。 （１）　令和８年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱（令和８年いすみ市告示143号）及びいすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱（令和８年いすみ市告示第144号）に基づく補助金の交付決定を受けた者 （２）～（４）　（略）	（交付対象者） 第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす農業者等とする。 （１）～（３）　（略） （４）　令和６年度分までの市税等を完納していること。 （５）　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。 （１）　いすみ市飼料等高騰対策補助金交付要綱（令和７年いすみ市告示第143号）に基づく補助金の交付決定を受けた者 （２）～（４）　（略）
（補助対象経費） 第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和８年１月分から同年12月分までの肥料費のうち、農業経営に係る経費として支払ったものとする。	（補助対象経費） 第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和７年１月分から同年12月分までの種苗費、肥料費及び農薬衛生費のうち、農業経営に係る経費として支払ったものとする。
（交付の申請等） 第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （１）　申請書に記載のある肥料費の額並びに購入者及び購入場所が確認できる書類（領収書、通帳等）の写し （２）　（略） （３）　申告書類等 ア　（略） イ　青色申告の場合　令和７年確定申告書第一表の写し ウ　白色申告の場合　令和７年確定申告書第一表及び収支内訳書（農業所得用）の写し エ　市県民税申告の場合　令和８年度住民税申告書及び収支内訳書（農業所得用）の写し オ　（略） （４）　（略）	（交付の申請等） 第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。 （１）　申請書に記載のある各月の種苗費、肥料費及び農薬衛生費の額並びに利用者及び利用場所が確認できる書類（領収書、通帳等）の写し （２）　（略） （３）　申告書類等 ア　（略） イ　青色申告の場合　令和６年確定申告書第一表の写し ウ　白色申告の場合　令和６年確定申告書第一表及び収支内訳書（農業所得用）の写し エ　市県民税申告の場合　令和７年度住民税申告書及び収支内訳書（農業所得用）の写し オ　（略） （４）　（略）

改　正　後	改　正　前
様式第１号　別紙 様式第２号　別紙	様式第１号　別紙 様式第２号　別紙

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

【改正後】

様式第１号（第５条関係）

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号
Ｅ－ｍａｉｌ

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金の交付を受けたいので、いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱第５条の規定により下記のとおり申請します。

なお、本申請にあたり、市が課税状況等及び納付状況等の調査を行うことに同意します。

記

１　補助金交付申請額　　円

２　交付申請額の算定

令和８年分	肥料費	円
	交付申請額 （肥料費×10/100）	円 （上限20万円・1,000円未満切捨て）

３　添付書類

（１）　申請書に記載のある肥料費の額並びに購入者及び購入場所が確認できる書類（領収書、通帳等）の写し

（２）　誓約書（様式第２号）

（３）　申告書類等

ア　法人の場合　直近の決算書類の写し

イ　青色申告の場合　令和７年確定申告書第一表の写し

ウ　白色申告の場合　令和７年確定申告書第一表及び収支内訳書（農業所得用）の写し

エ　市県民税申告の場合　令和８年度住民税申告書及び収支内訳書（農業所得用）の写し

オ　新規就農者の場合　青年等就農計画認定書の写し

（４）　その他市長が必要と認める書類

【改正後】

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□個人番号カード　□（　　）

在籍確認　確認者（　　）□（　　）

【改正前】

様式第１号（第５条関係）

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号
Ｅ－ｍａｉｌ

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金の交付を受けたいので、いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱第５条の規定により下記のとおり申請します。

なお、本申請にあたり、市が課税状況等及び納付状況等の調査を行うことに同意します。

記

１　補助金交付申請額　　円

２　交付申請額の算定

対象年月	種苗費	肥料費	農薬衛生費
令和７年１月	円	円	円
２月	円	円	円
３月	円	円	円
４月	円	円	円
５月	円	円	円
６月	円	円	円
７月	円	円	円
８月	円	円	円
９月	円	円	円
10 月	円	円	円
11 月	円	円	円
12 月	円	円	円
小計	（A）　円	（B）　円	（C）　円

【改正前】

合計 （A）+（B）+（C）	（D）	円
申請額 （D）×1/10	（E）	円

補助金交付申請額	（F）　　円 （1,000 円未満切捨て）上限 20 万円

３　添付書類

（１）　申請書に記載のある各月の種苗費、肥料費及び農薬衛生費の額並びに利用者及び利用場所が確認できる書類（領収書、通帳等）の写し

（２）　誓約書（様式第２号）

（３）　申告書類等

ア　法人の場合　直近の決算書類の写し

イ　青色申告の場合　令和６年確定申告書第一表の写し

ウ　白色申告の場合　令和６年確定申告書第一表及び収支内訳書（農業所得用）の写し

エ　市県民税申告の場合　令和７年度住民税申告書及び収支内訳書（農業所得用）の写し

オ　新規就農者の場合　青年等就農計画認定書の写し

（４）　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□個人番号カード　□（　　）

在籍確認　確認者（　　）□（　　）

【改正後】

様式第２号（第５条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号
E-mail

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約いたします。

１　市内に住所又は主たる事務所を有しています。
２　農業による所得の申告を行っています。（新規就農者にあっては、認定新規就農者の認定を受けています。）
３　今後も継続して市内で農業経営を行う意思を有しています。
４　令和７年度分までの市税等を完納しています。
５　事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守しています。
６　令和８年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱及びいすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていません。
７　国、県又は市からこの告示と同様の補助金等の交付を受けていません。
８　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
９　補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還します。

【改正前】

様式第２号（第５条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号
E-mail

いすみ市農業者経営継続支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約いたします。

1　市内に住所又は主たる事務所を有しています。
2　農業による所得の申告を行っています。（新規就農者にあっては、認定新規就農者の認定を受けています。）
3　今後も継続して市内で農業経営を行う意思を有しています。
4　令和６年度分までの市税等を完納しています。
5　事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守しています。
6　いすみ市飼料等高騰対策補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていません。
7　国、県又は市からこの告示と同様の補助金等の交付を受けていません。
8　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
9　補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還します。